

障害福祉施設災害対応力強化整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大規模災害時等に施設からの広域避難等の負担が大きい利用者が多く暮らしている障害者支援施設及び障害児入所施設において、自施設での支援を継続するために、防災備蓄倉庫の整備に要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 障害者支援施設事業者 法第5条第11項に規定する障害者支援施設において、同条第1項に規定する施設障害福祉サービスの事業を行う者をいう。
- (2) 障害児入所施設事業者 児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設において、同法第24条の2に規定する障害児入所支援を行う者をいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象とする事業は、障害福祉施設災害対応力強化整備事業（以下「補助事業」という。）とし、神奈川県所管域（政令市及び中核市を除く）に所在する障害者支援施設及び障害児入所施設において、自施設での支援を継続するために、防災備蓄倉庫の整備当該事業に要する経費に対して交付するものとする。ただし、災害に係る業務継続計画を作成していない障害者支援施設及び障害児入所施設は補助の対象から除く。

- 2 既存の防災備蓄倉庫を撤去し、新たな防災備蓄倉庫を整備する場合は、施設における備蓄量が増加する場合に限り補助対象とする。

(補助額の算出方法等)

第4条 補助額は、別表に定める補助対象経費の実支出額の合計と補助基準額を比較していずれか少ない方の額に補助率を乗じた額とする。

- 2 前項の規定により算出した補助額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(申請書の提出期日等)

第5条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、障害福祉施設災害対応力強化整備費補助金交付申請書（第1号様式）により知事が別に定める期日までに行わなければならない。

- 2 規則第3条第2項第4号の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費に係る見積書
- (2) 防災備蓄倉庫のカタログ等
- (3) 災害に係る業務継続計画

- 3 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税

を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（暴力団排除）

第 6 条 神奈川県暴力団排除条例第 10 条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団
- (3) 法人にあっては、代表者又は役員の中に第 1 号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第 1 号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助事業者が第 1 項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（交付条件）

第 7 条 規則第 5 条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、経費の 20%以内の変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により整備する防災備蓄倉庫への備蓄計画を立て、備蓄の結果を知事に報告しなければならない。
- (5) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（変更の承認）

第8条 前条第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、障害福祉施設災害対応力強化整備費補助金変更（中止、廃止）承認申請書（第2号様式）に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

（申請の取り下げのできる期間）

第9条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

（実績報告等）

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、障害福祉施設災害対応力強化整備費補助事業実績報告書（第3号様式）に次の書類を添えて、事業完了の日から20日を経過した日までに行わなければならない。

- (1) 請求書及び領収書
- (2) 防災備蓄倉庫の写真
- (3) その他必要な書類

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

3 知事は、必要に応じて補助事業者等から補助事業の遂行の状況等の報告を求め、又は調査をすることができる。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第11条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（第4号様式）により、速やかに知事に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（利益等の排除）

第12条 補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社調達又は補助事業者が従う会計基準における関連当事者からの調達がある場合、次のとおり、補助対象経費から利益等相当分の排除を行うものとする。

- (1) 補助事業者が以下のア～ウの関係にある関連当事者から調達を受ける場合は、利益等排除の対象とする。

ア 補助事業者の自社調達の場合

原価をもつて補助対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

イ 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもつて補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもつて取引価格から利益相当額の排除を行う。

ウ 補助事業者が従う会計基準における関連当事者からの調達の場合（上記イを除く。）

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもつて補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもつて取引価格から利益相当額の排除を行う。

（財産の処分の制限）

第13条 規則第17条ただし書の規定により知事が定める期間並びに同条第2号及び第3号の規定により、知事が定める財産の種類は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第一から別表第六までの上欄に掲げる種類ごとに、最下欄の耐用年数を経過する日までの期間とする。

（書類の整備等）

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。ただし、前条に定める期間を経過していないものにあつては、当該期間を満了するまで保存しなければならない。

3 補助事業者が前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（届出事項）

第15条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 主たる事務所の所在地、法人名又は代表者を変更したとき。
- (2) 補助金の支払を受ける口座を変更したとき。

別表

1 事業名	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
障害福祉施設災害対応力強化整備事業	1 施設当たり 600 万円	防災備蓄倉庫の整備に必要な工事費又は工事請負費(既存の防災備蓄倉庫等を撤去するための費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに消耗品費及び備品購入費等。 ただし、別の負担(補助)金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費にはこれと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	1 / 3

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。